

令和 7 年 9 月 吉日

お客さま 各位

新潟県信用組合

預金規定改定のお知らせ

平素は新潟県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、「預金残高1万円以下の預金口座解約手続の簡素化（印鑑不要取引）」の取扱い開始に伴い、令和7年10月1日付で下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

規定改定日	令和 7 年 10 月 1 日（水）
改定となる預金規定	・ 普通預金規定（決済用（無利息型）普通預金を含む） ・ 定期性総合口座取引規定 ・ 貯蓄預金規定 ・ 納税準備預金規定
主な改正内容	・ 「預金の払戻し等」、「解約等」の条項に、「預金残高 1 万円以下の預金口座解約手続の簡素化（印鑑不要取引）」に係る項目を追加します。 【対象規定：普通預金規定、定期性総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定】
	・ 当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を追加します。 【対象規定：定期性総合口座取引規定】
	・ 「解約等」の条項に「マネロン等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合および取引を継続することが不適切である場合」に係る項目を追加します。 【対象規定：定期性総合口座取引規定】
改定後の規定	こちらをご覧ください。 ☞ <u>「普通預金規定（決済用（無利息型）普通預金を含む）」（PDF）</u> ☞ <u>「定期性総合口座取引規定」（PDF）</u> ☞ <u>「貯蓄預金規定」（PDF）</u> ☞ <u>「納税準備預金規定」（PDF）</u> ※下線部が追加、変更箇所です。

以 上